

二学期制導入の経緯

1 事業目的

学校週五日制などの教育制度の変化や学習指導要領の改訂などを踏まえ、豊かな心と確かな学力を育成していくために、二学期制を導入する。

2 事業概要

- ・ 学期の区分を二学期とする。
- ・ 学期の区切りの位置は、10月の第3月曜日を第2学期の開始日とする。（練馬区立学校の管理運営に関する規則改正）
- ・ 中学校は平成19年度から実施した。
- ・ 小学校は平成20年度から実施した。

3 二学期制導入までの流れ

(1) 平成15年度

- ① 評価二期制の研究校指定（仲町小学校、石神井西中学校）
- ② 仲町小学校が二学期制を試行する。
- ③ 管理運営規則を改正する。（いわゆる「できる規定」）平成15年12月16日

(2) 平成16年度

- ① 小学校2校（仲町小学校、高松小学校）と中学校1校（石神井西中学校）が二学期制を導入する。

(3) 平成17年度

- ① 教育委員会が全校導入の方針を決定する。（平成17年3月15日）
- ② 二学期制導入準備会を開催する。（校長、副校長、事務局（指導主事））

(4) 平成18年度

- ① リーフレット（6月）と教育だより（4月、7月、11月）で広報する。
- ② 二学期制導入準備委員会を開催する。
- ③ 中学校での説明会を開催する。
- ④ 小P連、中P連へ事務局から説明する。
- ⑤ 管理運営規則を改正する。（中学校全校で導入）平成18年11月27日

(5) 平成19年度

- ① 全中学校で二学期制を導入する。
- ② 小学校4校（旭町小学校、光和小学校、大東小学校、橋戸小学校）が新規に導入する。
※ 仲町小学校、高松小学校を含め、合計6小学校が導入する。
- ③ 教育だよりで広報する。（4月、7月、11月）
- ④ 二学期制導入準備委員会を開催する。（校長、副校長、事務局（指導主事））
- ⑤ 小学校で説明会を開催する。
- ⑥ 管理運営規則を改正する。（小学校全校で導入）平成19年8月10日

(6) 平成20年度

- ① 全小中学校で二学期制を導入する。